

令和2年度食の安全安心推進部会

開催日：令和2年11月20日10:00～12:00

開催場所：兵庫県庁3号館 第3委員会室

※議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしておりますのでご了承ください。

【福永食品安全官】

それでは改めまして、定刻になりましたので、八木委員の出席がまだおくれておりますが、ただいまから食の安全安心と食育審議会、令和2年度の食の安全安心推進部会を開会したいと思います。

開会に当たりまして、健康局長の味木よりご挨拶を申し上げます。

【味木健康局長】

おはようございます。三宅部会長始め委員の皆様におかれましては、お忙しい中また足元の悪い中、令和2年度食の安全安心推進部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また平素は、県の医療福祉行政の推進に格別のご理解ご協力いただいておりますことをこの場を借りて御礼申し上げます。

さて新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、県では感染者100人超えが今続いており日々患者数を更新してる状況でございます。本日も今のところではございますが、まだ大勢の患者数が見込まれている状況でございます。

このような中、医療体制におきまして県としては盤石の体制を引いておりまして、今のところは医療が逼迫してるという状況にはございません。ただ、この状況が続くと、やっぱり医療従事者にも数に限りがございますので、コロナの診療やその他の診療にも影響を及ぼしかねない状況でございます。そのため、改めて県民の皆様には、引き続き基本的な感染症対策、マスクの着用や手洗い消毒、3密を避けるなど、改めて気を引き締めてご協力をいただきますとともに、Go To Eatにつきましては4人単位での利用ということで、事業者と県民の方にご協力を求めているところでございます。あくまで4人単位ということでございますので、例えば20人のグループだったら4人ごとに分かれていただく形をお願いをしております。また、今日このような形での暖かい状況でございますが、寒くなって季節性インフルエンザとの同時流行に備えまして、かかりつけ医の先生たちを中心に県下888ヶ所の医療機関にご協力いただきまして、発熱をしたら身近なところで、まずは電話かけて関わっていただくという体制を整えております。ご協力いただいております医療機関がまだまだ増えてまいりますし、年末年始に向けた体制の強化についても進めているところでございます。今後とも皆様のご協力をいただきながら、しっかりと万全の対策をしていきたいと思っております。

このような状況に基づきまして、食に関しましても食の形態が大きく変わりました。テイクアウトやデリバリー、営業スタイルを変えておりますし、もちろんそれぞれの利用者のコロナ感染対策にも、非常にご協力いただいております。また衛生管理という観点につきましても、来年6月からHACCPに沿った衛生管理、新たな営業許可制度や届出制度の完全施行に向けまして、

皆様にご協力いただきながら普及啓発と HACCP の導入支援に努めているところでございます。

8月に開催した審議会においては、第3次の計画に基づく昨年度の取組実績と今年度の計画をお話させていただき、第4次計画の改定に向けまして諮問させていただいたところでございます。

本日の部会においては、第4次食の安全安心推進計画の改定に向けまして、第3次の推進計画の進捗状況、また食をとりまく様々な現状課題に向けましての基本的な考え方、新たな取組の方向性につきまして、各担当課からご報告をさせていただきます。それを踏まえまして、委員の皆様には第4次推進計画の骨子案に向けた様々な立場でのご意見をいただきたいと思っております。ぜひともこのような状況を踏まえた中でも食の安全安心を推進できますように、それぞれのお立場から忌憚のないご意見活発なご意見いただきますようお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【福永食品安全官】

本日の出席者につきましては、改めましてお配りしてあります出席者名簿を見ていただきたいと思います。本日、中道委員は都合により欠席の報告を受けております。八木議員につきましても今、確認をしているところでございます。あと、事務局側の出席者につきましては配布しております名簿の通りでございます。

それでは、部会に移りたいと思います。本部会でのご発言は公開となっておりますので、議事録の取りまとめの都合上、マイクの使用をお願いします。では、この後三宅部会長の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【三宅部会長】

皆様おはようございます。委員の方々にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今、健康局長からも話がありましたように、感染症の問題が今ある中でのこの部会ということですが、食の安全というと、感染症と関係のない部分もあり一方で関係もある。ノロウイルスなどの流行を見ている中でですね、やはり感染症の広がりや類似性のある部分もあると私も感じていますが、影響という意味でいい面も悪い面もある中での食の安全安心に関する部会ということで、様々な面からご意見をぜひいただきたいと思います。

それでは次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の協議事項、食の安全安心推進計画第4次の検討案について事務局から説明をお願いします。

【福永食品安全官】

それでは事務局のほうから説明させていただきます。お手元の資料1の食の安全安心推進計画第4次の検討案をご覧ください。

まず本日は、来年度の第4次の推進計画を改定するための骨子案を今後作成するため、資料1は検討案として、現在の第3次推進計画本文をベースにしまして、現時点での現状と課題また各個別事業の取組状況を踏まえた展開に修正追記などをしております。また、これまで改定に向けて、委員の皆様方からは、審議会や部会において多くのご意見もちょうだいしているところでございます。

1つは、新型コロナウイルス感染症の影響により、食に関連した学習の機会が従来通りの方法で開催することが困難となっていることから、新しい認識のもとで事業を継続していくためのプランとして、ITを活用した講習会や会場同時に複数設けて開催するなど、もしもの時のプランを想定しておくこと、またe-ラーニングなどを積極的に取り入れることなどの方法論を含めたご意見のほか、コロナ対策では、県民個人の衛生管理の取組が進んだことで、食中毒の発生状況も変化している中で、コロナの影響を受けている事業者の中には、HACCPの制度化に十分対応できない状況があるのではないかとといった意見や、農業の分野では、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業が進められる中、農薬散布時の安全対策も含めた検討、また、アレルギー対策や食品ロス、リスキや情報発信では、食に対する安心にどのように取り組めば不安を取り除いていけるかなどの意見もちょうだいしております。さらに、施策に対する取組では目標値を設定しておりますが、結果・評価との連動性について検討する必要があるといったご意見もいただいております。

本日の資料中ではまだ反映はできておりませんが、今後骨子案をお示しする際には、今日の委員の皆様方からちょうだいした意見も踏まえまして、作業を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは改めて資料1、第1章から7ページの第3章まで説明させていただきます。

第1章の推進計画の基本的な考え方は、条例に基づき本推進計画を策定しておりますので、1の計画策定の趣旨から、次のページ、6の計画の管理まで、時点修正はございますが、第4次の計画の改定にあたりましては引き続きこの考え方にに基づき作業を進めて参りたいと考えております。

次に、3ページから5ページまでの第2章食を取り巻く現状と課題につきましては、(1)から(8)までの項目で記載しております。まず、(1)から(3)の食糧生産、食品流通、食料消費の動向等につきましては、国が行います統計調査に基づき、現時点での時点修正を行っております。次に、4の食の安全安心を揺るがす事件、事故の発生につきましては、3次計画の期間中に発生した事例を中心に、現在修正をしております。また、危機管理事案については、高病原性鳥インフルエンザウイルスが現在、香川県の養鶏場で発生しております。また放射性物質の問題などにつきましては、現在適切な管理と対応も図られてるということも踏まえまして、現時点では削除しております。

次に4ページの5の食品表示につきましては、平成27年から食品表示法が段階的に施行されている状況を踏まえまして、今後はその制度の正しい理解と適切な表示を推進していく必要があるということを明記させていただいております。6では、食品衛生法が平成30年に大幅に改正されたことを踏まえ、すでに施行されているもの、また来年から完全施行される項目についてそれぞれ明記させていただいております。

5ページの7の県民意識調査につきましては、来年4月にアンケート調査を実施する予定としておりまして、前回改定時に調査をいたしましたアンケートが参考資料3になります。今後、調査に当たりましては、質問項目数につきましてはあらかじめ決められておりまして、前は12問、今回もおそらくその範囲であるかとは思いますが、前回との比較も必要であるという考

えから、設問事項はあまり変えずに、ただ詳細項目等については、追加の内容も含めて検討して参りたいと考えております。本日は、限られた時間でこのアンケートの設問も詳細項目も含めましてなかなか議論する時間もないかとは思いますが、ただ、来年4月の改正を考えておりますので、まだ時間がございますので、後日で結構でございます。このアンケートの内容についてもご意見等がございましたら、FAX、メールやお電話でも結構でございますので、改めてちょうだいしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

8の第3次計画の取組状況につきましては、8月の審議会でも3年目を経過した時点での進捗状況をご説明させていただいております。その際、計画全体としては概ね順調に経過していると評価しておりますが、骨子案をご提示する際は、今年度の進捗状況も踏まえまして記載していきたいと考えております。なお、16の指標と実績につきましては、次の6ページに記載させていただいております。また、47の個別事業については、参考資料の1にそれぞれの事業の内容と目標値を記載しております。

また、参考資料2では、これらの数値目標を設けている事項につきまして、一覧表として裏表になりますが記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

第2章の現状につきましての記載は現時点では以上となりますが、今年度は特に新型コロナウイルスによる影響も検討が必要と考えております。第4次計画に策定にあたりまして、こういった観点も踏まえる一方で課題となる事項につきましては、現在下段に書いております2の重点課題として①から④を記載しておりますが、引き続きこの四つの項目を重点課題として取り組んでいく必要があると考えております。

7ページ、第3章では、推進計画の基本方針を記載させていただいております。これは1ページ目の基本的な考え方と重複するところがございますが、食の安全安心と食育条例の理念を踏まえまして施策展開の柱を明記し、目標であります県民誰もが安心できる食生活の実現を目指して第4次計画に取り組むこととしております。なお施策の柱につきましては、先ほどの重点課題と同様にこの三本の柱を基本にして、今後取り組んで参りたいと考えております。第1章から第3章につきましては以上です。

【生活衛生課 吉田副課長】

生活衛生課吉田でございます。第4章以降につきましては、私ども生活衛生課並びに関係課からご説明いたします。

資料の11ページ、食の安全性の確保の1安全安心な農産物の生産の推進につきましては、農業改良課さん並びに農産園芸課さんのほうからご説明をいただきます。

【農業改良課 近藤班長】

農業改良課の近藤です。よろしくお願いいたします。

こちらの方からは農薬の適正使用に関することと環境創造型農業の関係について、まずまとめてご説明をさせていただきます。

農薬の適正使用に関することにつきましては、現状課題、施策とも大きな修正はございません。引き続き残留農薬の違反防止のため、農薬の安全指導講習会の開催等により農薬の適正使

用を推進するとともに、関係機関との連携による検査体制の充実を図り、安全な農産物の生産体制の強化を進めて参ります。特に近年ドローンを活用した農薬散布が増加していることから、ドリフトによる飛散の防止の徹底につきまして、農薬安全指導講習会において指導の強化を図って参る予定にしております。

続きまして環境創造型農業の関係ですけれども、本県では化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない、環境にやさしい農業を目指す環境創造型農業の推進につきましては、平成31年3月に環境創造型農業の推進計画第二期を策定して令和7年度目標として取り組んでいるところですので、現状の項目のところの○4つ目のところに、その計画について明記をさせていただきます。

環境創造型農業の推進につきましては取組農地が年々増加をしておりますけれども、農地の集団化とか大規模かまた担い手不足等に対応していくために省力的で実用的な技術開発を進めて参ります。特に、土づくり、化学肥料や農薬削減のための重要な技術と位置付けておりますので、その点について重点的に推進をするということで、その点について12ページの施策(4)安全で良質な農産物の生産に、記載を修正して入れております。

また農薬の低減につきましては、技術センター等が中心に開発いただいている技術の現地普及を図ることにより農薬の削減を推進して参りますので、そういう内容についてもあわせて記載をさせていただいているというところでございます。

13ページですけれども、環境創造型の生産面積の実績につきましては、年度末集計ですので現在のところは把握できておりませんが、令和8年度目標につきましては、現在農林水産ビジョン2030の策定に向けて検討中の段階ではございますが、今のところ23,200を目標にしております。

続きまして、生産段階における衛生管理等の項目につきまして農産園芸課から説明をいたします。

【農産園芸課 岡田主幹】

農産園芸課でございます。11ページに戻って、課題の部分の白丸上から3つ目について記載をしております。第3次計画では、その下に見え消しております○の4つ目と5つ目に分けて記載しておりましたが、課題○の一つ目二つ目とですね、次のページ施策の(1)(2)(3)が、対応してる方が読んだ人がわかりやすいという観点で、内容はそのまま一つに総合しております。

内容としては、農産物の生産段階における安全性の確保と、万が一事故が発生した場合の、原因究明しやすい体制づくりということで書かせていただいております。

この課題に対応した施策としまして、12ページの(3)GAPの取組推進と記載しております。GAPはですね、Good Agricultural Practiceの略でですね、日本語に直訳しますと、よい農業のあり方というような意味になりますが、農業において食品安全に加えて環境保全や労働安全等も確保するために、農業の生産工程をしっかりと管理していくという取組のことであります。具体的には整理整頓や、生産履歴の記帳・保管を基本として、農場内のリスクを点検しながら問題があれば改善していくという取組を継続すると、そういったものでございます。

第3次計画ではその下に見え消しておりますが、衛生管理指針の普及・啓発の指針が大腸菌に特化した内容となっております。農産物のリスク管理としては、大腸菌やその他の微生物だけでなく、先ほどの農薬や重金属、さらには異物混入など様々なリスクがございますので、衛生管理を含めたより幅広い取組であるギャップの推進ということで記載をしております。以上でございます。

【吉田副課長】

ありがとうございました。それでは引き続きまして14ページ、安全安心な畜産物の生産の推進につきましては、畜産課さんの方からお願いいたします。

【畜産課 上原班長】

畜産課です。14ページをご覧ください。安全安心な畜産物の生産の推進に関しましては、基本的には現在の計画と同様の内容となっております。具体的には、飼料及び飼料添加物並びに動物医薬品、こちらの適正使用ということを指導することにより畜産物の安全性の確保をしていくということ、もう1点は、家畜伝染病の発生予防蔓延防止により畜産物の安全性を確保していくこととなります。

施策のところに書いてありますとおり、畜産物の安全性確保につきましては、一つにはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理体制の推進、また飼料添加物や動物用医薬品の適正使用、そういったものを徹底していくことで安全安心な畜産物を確保していくということになります。

また、家畜防疫体制の強化ということで、こちらにつきましては、現在香川県で鳥インフルエンザの発生が継続して確認されておりますが、そういった家畜伝染病の発生予防を引き続き、県内におきましても取り組んでいくというようなこととなります。

この計画とは別に、ひょうご農林水産ビジョン2030におきましても、こういった食の安全安心を支える生産体制の確保というような取組を推進項目として立てております。その中では畜産におきましても畜産GAPの取得推進、また農場HACCPの考え方に基づく衛生管理体制の導入推進と、そういった内容についても一方では検討されておりますので、この農林水産ビジョン2030との整合性を今後図りながら、本計画の方にも反映をできる部分は反映していきたいと考えております。

最後に指標につきましては、飼料中の残留抗菌性物質の年間違反件数ということで、これは引き続き、0件を目指すことを指標としております。以上になります。

【吉田副課長】

ありがとうございました。引き続きまして15ページ、安全安心な水産物の生産の推進につきましては、水産課さんからお願いいたします。

【水産課 大石班長】

水産課大石でございます。15ページをご説明申し上げます。水産物の生産の推進ということで、引き続き2本柱になっておりまして、1点目につきましては魚介類養殖の際に用いる水

産用医薬品及び配合飼料の適正使用の指導でございます。2点目につきましては、現在非常に多く発生しております貝毒プランクトンの発生に伴う貝毒検査の実施でございます。

1点目の水産用医薬品及び配合飼料につきましては、現状のところを書いてございますけれども100%指導を実施しております、引き続き養殖業者に対して研修会や巡回指導を実施していくということで考えております。また貝毒につきましては、平成30年春に播磨灘にも貝毒の発生範囲が拡大しましたもので、これまで3次計画では、大阪のアサリから貝毒の検出はありましたけれども、4次計画では大阪湾始め瀬戸内海海域では貝毒は周年発生しているという事例、また局地的に特化する事例も確認されているということを現状の中に記載してございます。

それに対する施策でございますけれども、魚介類安全性の確保、養殖業者に対する指導につきましては引き続き、水産用医薬品配合飼料の適正使用の指導をして参ります。施策の(2)貝毒検査の実施につきましては、平成30年以降、定期検査の貝の種類であるとか、プランクトンのモニタリングの箇所数というのも大幅に増やしておりますので、引き続き大幅に増やした貝毒検査を計画的にして参ります。加えましてこのアンダーライン部ですけれども、さらには近年の貝毒発生状況を踏まえまして、本県の瀬戸内海域におきましては基本的には周年で看板等を設置していただきまして、一般県民に対しまして安全が確認されていない二枚貝は採取して食べないようにしていただきたいという注意喚起をしていきたいと考えております。以上です。

【吉田副課長】

ありがとうございました。では16ページにつきまして私のほうからご説明をいたします。

食肉の安全性確保の推進につきましては平成30年6月にと畜場法並びに食鳥検査法の改正がございまして、食肉センターと大規模食鳥処理場につきましてはHACCPに基づく衛生管理、認定小規模食鳥処理場につきましてはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が制度化されることとなっております、来年6月からの施行です。

課題といたしましては、やはりHACCP衛生管理計画等の改善を継続的に実施するよう指導していくというのが大きなところかと思えます。それを反映させる施策につきましては、特に(2)でございますけれども、食肉センター及び大規模食鳥処理場のHACCPに基づく衛生管理の検証、いわゆる外部検証を実施する必要があるということになっています。指標につきましては、今のところは食肉センター及び大規模食鳥処理場におけるHACCP基準の衛生管理の導入率というよりは、外部検証を目標設定にすればいかがかと検討しておるところでございます。

【生活衛生課 小笠原班長】

生活衛生課の小笠原と申します。よろしく願いいたします。

18ページ、5食品営業施設等への監視指導の徹底の現状といたしましては、現状の○3つ目でございます。食品衛生法の改正によりまして、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が制度化されるとともに営業許可制度の見直しや届け出制度の創設、リコール制度、などが令和3年6月から施行されることになっております。その他の事項については微修正は加え

ておりますが大きくは変わっておりません。

課題といたしましても、やはり HACCP に沿った衛生管理を食品等事業者を導入し定着させるということがあります。従いまして施策の方もこれまで通り県で毎年策定されます監視指導計画に基づく監視はもちろん、その中で HACCP に沿った衛生管理の導入状況の確認、定着を進めるための必要な助言や指導、また HACCP 以外の法改正の部分についてリコールも含め周知が必要になって参りますので、これらについて監視の中で図って参ります。

次の 19 ページの表につきましては削除されておりますけれども、毎年このランク表は策定しており、今回の法改正に伴いましてランク表も大きく見直す必要がございますので、固まりましたら掲載してお示しができるかと思っております。

【吉田副課長】

20 ページ、食品検査の充実強化につきましては、いわゆる東日本大震災を受けまして、福島第 1 原子力発電所の事故後の放射性物質によります食品の汚染ですが、10 年ほど経過し安定をしておりますので、こちらについては削除するべきかなということで斜線を引かせていただいております。現状の○の 5 つ目の一番最後、食品検査を実施する県下 10 ヶ所が 6 ヶ所になっておりますが、これにつきましては収去後の検査を一部食肉衛生検査センターで行っていたところ、この度食肉衛生検査センターで検査を実施しないことになりましたので、県下 6 ヶ所の施設と改めております。

その他につきましては課題並び施策につきましては現状のままで今現在は考えております。

続きまして 21 ページ、HACCP に沿った衛生管理の推進でございます。

HACCP につきましてはご案内の通り国際的な標準となっております。本県につきましてはいわゆる県版 HACCP 並びに届出 HACCP の制度化がなされておるところでありますし、先ほどもご説明いたしましたように、平成 30 年 6 月の食品衛生法並びにと畜場法、それから食鳥検査法の改正によりまして、HACCP の衛生管理が制度化されています。また、国の HACCP 制度である総合衛生管理製造過程承認制度につきましては、法改正による HACCP 制度化に伴いまして本年 5 月末で廃止されています。

次に、課題については法改正による HACCP の制度化が進められていることから、文言の訂正をしております。施策についても基本的なところは同じように考えております。

それから 22 ページ、HACCP 学習親子バスツアーにつきましては、一定の回数を実施して一定の効果を産んだということから、このコロナのこともございますが、この事業は今後は行わないということで線を引いております。

23 ページ、食品関係事業者による自主衛生管理の促進ですが、7 と 8 につきましては、ほぼいわゆる HACCP を中心とした衛生管理ということになりますので、ここは見直しをかけて組み立て直しをしなければならないのかなと思っております。現時点での時点修正といたしましてはご覧いただいている通りでございます。現状の上から三つ目でございますけれども食品の卸売市場におきましても HACCP が求められてるところがこの度改定をしているところでございます。

課題につきましても、○の 3 つ目につきましてはそのことを書かせていただいております。

施策につきましては、これは消費流通課さんの施策でございますけれども、各卸売市場における HACCP に沿った衛生管理の導入の推進ということをお伺いしております。その他につきましては現状のままでございます。

【小笠原班長】

25 ページ食中毒の未然防止対策の推進でございます。全体的に大きな変更点はないですが、まず現状の全国の発生状況につきましては、令和元年の状況に数字を置き換えております。現状といたしましては、やはり、ノロウイルスによる食中毒事件、また記載にありませんけどカンピロバクターによる食中毒の事件数も非常に多いという中で、特に令和元年におきましてはアノキサスによる事件が328件と事件数では一番多い発生状況となっております。

県内におきましても全国の発生状況と同様に、ノロウイルス、カンピロバクターの事件を中心として発生が見られております。○の4つ目なんですけど、クドア・セブテンクタータに関する記述につきましては、食中毒の病因物質として、認められてから年数を経過しておりますので、ちょっと時点修正を行いまして今の状況に即した内容に修正をさせていただいております。

課題は大きく変わっておらず、大量調理施設等の大規模な食中毒への対応、鶏肉の生食によるカンピロバクターの食中毒への対応、それから家庭等で発生する自然毒食中毒に対する普及啓発などが課題となっております。

施策の方も、これに対応する形ではあるんですけども、(3)の HACCP は従来は HACCP の考え方に基づく衛生管理ということで、法改正前は HACCP といえば厳格な HACCP しか概念がありませんでしたので、ここでは従来の厳しい HACCP に基づいた衛生管理を推進しようということが、タイトルとして挙げられていたんですけども、法改正を受けまして、ここでは HACCP に沿った衛生管理という表現に改めております。ここでは必ずしも厳格な HACCP ということではなく、法制度に基づいて法律を遵守する形で、事業規模業態に応じた HACCP の取組を導入定着を促進しますという施策で記述させていただいております。

26 ページ、(5)(6)につきましては、特段修正はしておりません。指標につきましても、先ほどの課題を受けまして、学校給食を原因とする食中毒、大量調理施設を原因とする食中毒、それから家庭における自然毒といったような件数をそのまま置いておりますのでまたご意見ちょうだいできればと思います。1番下の参考のグラフにつきましては、また新しいものに差し替えて掲載をさせていただく予定です。

27 ページ、10食の安全に資する研究の推進でございます。こちらのほうも大きくは変わっておりません。県立健康科学研究所の名称を現在のものに修正をしております。それから、1番下の指標のところですね、農薬のポジティブリスト制度以来、検査体制を進めていく中で、検査可能な成分数を毎年増やしてきているんですけども、もう第1次計画からずっと取組を進めて参りまして、いよいよ標準試薬等購入なども大体もう買えるものは、買い終わってるような状況ということで、成分をこのまま増やし続けるというのは、指標としてちょっと難しい。これまでの指標は役割を終えたということで、何か新たな指標を検討してはどうかと思っております。

28 ページからは柱2の食品を介した健康被害の拡大防止に係る取組でございます。

まず 11 番目の危機管理体制の構築による健康被害の拡大防止については、現状の中では、1 番上の丸はちょっと話題が古いため削除させていただきまして、法改正の内容を新たに記載させていただいております。特に法改正の中で、一番早く施行されたのが平成 31 年 4 月から、広域的な食中毒事案に対応するために、国の地方厚生局の管轄区域ごとに区域内の国と都道府県保健所設置市が構成員となって開催する広域連携協議会というのが法律上にも位置付けられて、開催をされております。これについて特に記載をさせていただいて、その後課題には変化はありませんけれども、施策の方でも広域的な事案につきましては、この連携協議会を活用しまして、情報の共有ですとか、広域的な措置に対して対策を検討していくということになっておりますので、その旨を明記させていただいております。

29 ページ、12 トレーサビリティの導入促進でございます。これは現状の方は変わっておりません。牛トレ・米トレの法律のほか、県では 21 年に策定しました食品トレーサビリティガイドラインに基づく取組を進めて参っております。課題といたしましては、従来はすべての事業者に対してステップ 1 のトレーサビリティ導入率を上げるように取り組んで参りましたが、ステップ 1 というのはその一歩川上、一歩川下へと一番下のトレーサビリティの三つのステップを説明している表がございますけれども、大体取引上どこでもそういう書類は保存されていることが多く、達成率も 98 から 99% ぐらいの間で毎年お示しをして参りましたが、これは継続して取り組むという前提で、今後は大規模な食品製造施設に対する、より高度なトレーサビリティのステップ 2 ステップ 3 を導入していくということを課題としております。

特に大規模食品製造施設に関しましては、法改正によりまして、HACCP に基づく、厳しい方の HACCP が導入される工場製造事業者にありましては、必然的にトレーサビリティのステップ 3 などを導入して、内部トレーサビリティの確立により原材料の仕入れから製品への遡り追跡ができるようにといったようなところが推進されていくはずですので、HACCP とともにステップ 3 に向けての取組を記載させていただいております。

また、農業畜産漁業におきましてはトレーサビリティのステップ 1 からの取組を普及推進するという内容となっております。

30 ページ、13 食の安全安心に関する情報発信の充実強化でございます。こちらも現状としては大きく変えてはいないんですけれども、課題といたしまして、文章は触ってはいないんですけれども、一番の課題は情報発信の方法だと思っております。今インターネットを活用してホームページは作成はしてるんですけれども、このコロナ禍にあつて、情報発信の媒体といえますか、そういうものを今後またご意見をちょうだいして検討していきたいと思っております。

【吉田副課長】

それでは続きまして 31 ページ、柱の 3 食への信頼確保、ひょうご食品認証制度の推進につきましては、消費流通課からご説明をお願いします。

【消費流通課 岡井主幹】

消費流通課の岡井と申します。14 ひょうご食品認証制度の推進について説明させていただきます。

まず現状なんですけども、認証食品の生産・流通・消費の拡大を進めた結果、認証食品数について、ここ修正をよろしく願いいたします、令和元年度末につきましては 2,172 食品まで達しております。

2 番目の○につきましては、県産生鮮食品の県内向け出荷量に占める認証食品の流通割合につきましては、平成 26 年と比較しまして 8.5%という伸びを示しておる状況となっております。

課題については現行と大きな変更はございません。

また施策についても現行と大きな変更はない状況となっております、1 兵庫県認証食品の生産拡大の支援ということで、すでに取り立てる生産地の生産拡大に向けた支援とあわせて、まだ認証されていない産地に対する認証取得への指導及び支援を実施していきたいと思っております。

引き続きまして（2）兵庫県認証食品の流通拡大の推進についてでございますけども、こちらについては、兵庫のうまし風土拡大協議会による一括的かつ効果的な PR 活動や商談会の実施ですとか、販売店における認証食品販売コーナーの設置などご協力をいただきまして、流通拡大を図っていくことで、認証食品の生産ですとか流通・消費の拡大を進めて参りたいと思っております。

なお最後ですが、資料については、これまでですと認証食品の県内流通割合ということで設定させていただいておりますが、第 4 次計画におきましては、ただいま兵庫県農林水産ビジョンを見直している最中ございまして、そちらの方につきましては認証食品の推進の指標ということで、品目数を設定する予定にしております。こちらの計画についても、これと合わせて品目数で設定したいと考えておりますが、これについては年度末に確定しますので、その時点でお知らせしたいと思っております。

【小笠原班長】

32 ページ、15 食品の適正表示に関する監視指導の徹底でございます。現状といたしましては、○2 つ目は時点修正を令和元年度のものに修正しております。それから○3 つ目、平成 27 年度に食品表示法が施行されましたけども、経過措置がその間しばらくございまして、それが一番長いものが加工食品に対する経過措置で 5 年間ございまして、それが令和 2 年 3 月末で終了しまして、この 4 月から全面的な施行となっております。

県におきましては、相談窓口の体制を整備し、受け付けは 27 年度当時から行っておるということで変わっておりません。それ以外の食品表示法以外の法律、関係法令につきましても関係各課で指導を行っております。

課題といたしましては、食品表示法が完全施行されたわけなんですけども、施行後にもまた新たな制度の改正がございまして、例えば原料原産地表示について、今までは生鮮食品に対して義務化されていたものが、今後は加工食品に対しても記載を求められるとか、あと遺伝子組換え食品に対する任意表示、遺伝子組換えではないものを使っていた場合、任意表示だったんですけども、これまでは 5%の許容というのが意図せざる混入として認められていたのが、今後は、「使っていません」と表示をすると検出されてはいけないというところまで厳しくなるというふうな制度がもうすでに表示されておりますので、これらに対する事業者様の移行について

円滑に行われるようにサポートする必要があるということで修正をしております。

施策といたしましては、(1)のところ、まだ3次計画の時には「新制度の周知」ということだったんですが、もう現在は年数が経過しておりますので、「適正表示の推進」と修正をさせていただきます。

次の34ページ、16リスクコミュニケーションの普及推進でございます。こちら大きな修正はないですけれども、やはり課題といたしましては、コロナによって集合によるイベントの開催や講習会がなかなか難しくなっている中で、リスクコミュニケーションをどう図っていくのかという手法、開催方法、発信媒体が課題となってくると思います。行っていることは同じかもしれませんがその方法をどうしていくのかといったようなところについて、現在はまだ検討がしっかりできていないため記載にはないんですけれども、皆様、委員の皆様のご意見をちょうだいした上で検討して参りたいと考えております。

【吉田副課長】

35ページ、食の安全安心と食育審議会の開催、まさに今現在この部会を開催させていただいておるわけでございますけれども、平成18年の条例の施行を受けまして、この審議会が設置をして、推進計画の策定などに際する重要事項につきまして先生方からご意見をちょうだいしているところでございます。今後とも引き続き様々な貴重なご意見をちょうだいしたいと思っております。

以上、第4章につきまして事務局のほうからご説明をいたしました。

【三宅部会長】

ただいま事務局から様々説明がありましたけれども、各課施策の取組について、何か質問ご意見をお受けするということですが、量がかなり多いので、全体的な話はまた時間を取ってということで、もしできれば、例えば章ごとに少しご意見をまずは伺いながらというふうにした方が問題も切り分けやすいのかなと思います。まずは第1章ですね、推進計画の基本的な考え方というところに関して、何かご意見があればよろしく申し上げます。

【柳本委員】

食品産業協会からでございます。第1章でいいますと、たまたま我々の業界では農業との絡みというのが非常に多くなり、私どもの会社でも、兵庫県の方でもちむぎの生産を3年ほど前から取り組んでおまして、それでやはり痛感いたしますのは、今日の中でもたくさん項目としてはご指摘があったわけですが、農薬の使い方或いはこの安全安心の確保をする中で、農家さんの方からしますと、農薬をいかに使うか或いはいろんな基準を満たしていくかとともに、農家自体の採算生産性というのが現実にあって、それが農業意欲と関連しているということで、実は私どもの会社でも、農家さんに寄り添ってということで、本当に農家さんの生のニーズ、ご意見をしっかりとらえた中で、総合的な施策に反映し、この安全安心を確保しながらのよりよい生産物の安定生産の確保をやってもらえたらと痛感いたします。非常に長い目で見て、農業を盛り上げる意味でも大事なかなと思います。

【三宅部会長】

第1章のところにもそういうことを書いて欲しいというそういうご意見ですか。

【柳本委員】

第1章の中で、ずっと施策がある中で、総合的にいろんなご意見を集めるにあたって現場の農家さんの吸い上げというものをより強化していただければなということです。

【三宅部会長】

事務局の方から何かそれに対してご意見あればよろしく申し上げます。

【福永食品安全官】

まずこの計画の本文には例えば、この5計画の推進体制というところで、県の責務というところでは、知事を本部長とする食の安全安心と食育推進本部を中心にとは書いておりますが、この本部自身は、今日も集まっております農政環境部も含めた関係各課が本部に参加しておりますので、例えばこういったところにそういう表現もう少し入れていくかどうか、県の責務のところにも明確にどういったところが関わっているかというのが一つかと思えますし、4章の中で個別にそういった位置付け、いろんな取組の計画も今進めておりますので、そういった表現をどういう形で盛り込んでいくかというのは検討させていただけたらと思います。

【岩井委員】

兵庫県食品衛生協会の岩井でございます。4ページのHACCPに沿った衛生管理の制度化という項目がございます。以前小笠原班長からも、以前厳格なA基準、比較的緩やかなB基準とっていたHACCPの表現が変わったというご説明をいただきましたが、我々非常に混乱するところです。HACCPに基づいたとかHACCPの考え方を取り入れたとかいろいろ表現が出てくるわけですが、このHACCPに沿ったという表現は食品衛生法の改正に伴って全国どこでも使われる言葉なのか、それとも兵庫県が推進計画を作るにあたって全体を網羅する意味で沿ったという言葉になったのかお聞きしたい。あと、その表現がすべて沿ったという表現にするのか、それともやはり厳格なものとはそうでないものとの差を言葉の違いの中に入れておられるのか教えていただきたい。

【小笠原班長】

HACCPに沿った衛生管理といいますのは兵庫県だけの言葉ではなく、法改正を進めていく中で厚生労働省が使っている言葉です。

HACCPに沿った衛生管理を制度化するというところで、この沿ったという言葉を使うときは、緩やかなHACCPも厳しいHACCPも含めて、法制度の中ですべての事業者さんがHACCPに取り組むということを言いたいときにこういう表現をしております。

これに対して、HACCPに基づく衛生管理、これは従来の厳格なHACCP、それから小規模事業者等が取り組むべき緩やかなHACCPといたしますのは、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理というふうに表現されております。これは全国的に同じですので、そのように使い分け、また読んでいただく時もそのように取っていただけたら良いかと思えます。

【岩井委員】

そういうふうに使分けをするっていうことですね。ここのところ非常にわかりづらいので、読んでる人がわかるような何らかの説明をするところがあればと思います。

【三宅部会長】

この資料の最後に、資料でアイウエオ順の説明があると思うんです。これっていうのは実際にこの計画の中に附属されるものなんですよ。その中で今ご質問といいますかご意見あったものが、明確に文言として説明がここに加えられていたらわかりやすくなるのかなと思います。

【福永食品安全官】

事務局の方で、今後またいろんな新しい他法令も含めていろいろ出てくるかと思いますが、一旦全部整理をして、アスタリスクなどを付けたりして後ろの最後のほうで説明して参りたいと思います。

【三宅部会長】

すでに第2章に関する質問にも入っていただいているので第1章、第2章含めてほかに何かご意見あればお願いします。

【小寺委員】

第2章ですけども、5ページ(7)で、食の安全安心に関する県民の意識が書かれております。私、8月の審議会から委員をさせていただいて、その時にもアンケートの調査結果を資料として拝見しまして、「不安に感じること」が「特にない」方が1.1%という数字に非常にびっくりしたというかですね、98.9%の方が不安に感じているというふうに思われてることに非常に問題意識を持っております。今日アンケートの調査票も見せていただいて、長年この形式でされてるのかなと思うんですが、このやっぱり1.1%がなかなか、「特にない」というのが向上してないのかなあと推測もしております、このアンケートについてはまた後程、事務局と相談をというお話もあって、これまた来年の4月に実施されるとご説明もありましたが、このアンケートで実施してもなかなかこの数字が高まる可能性は低いのかなと思います。それがこの後の第4章の各種施策、それからいろんなこと点検指標と県民の意識とギャップを正直感じておりまして、何かうまく県民の不安を少なくする方法が必要なんじゃないかなと思っております。これは後程リスクミ位の事ですか情報提供のご説明ありましたけども、もうひと工夫その辺が必要になってくるんじゃないかなと思っております。

それから柳本委員さんから非常に心強いご意見をいただきました。生産者に寄り添ってというのが、我々生産者団体農業団体にとって一番本当にありがたいことなんです。営農意欲を継続して高めるため、新たな担い手を作っていくため、その人達が、より安全安心な農産物を作って県民の方に食べていただく、そういう循環をつくっていただくのは、やはり県民の方が我々兵庫県の農業、兵庫県の農家を信頼していただくことが一番だと思っております。そういう形で、安全安心の施策を進めていただけたらありがたいです。

【三宅部会長】

第2章に「特になし」と1.1%と書かれると、ちょっと現実との違いであったり、上方バイアスのようなものが入るのではないかという心配じゃないかと思うんですけども、事務局の方からいかがでしょうか。

【福永食品安全官】

事務局としてはですね、この5年に1度にある大きな調査と、それ以外に単年度毎で少しお聞きする場があるんですけども、この5年毎の調査ではいろいろ詳細項目も聞いてますので、ダイレクトに例えば、不安があると感じてるとか感じてない、或いはその中間も入れてって言う聞き方も入れて、もう少し全体を絡めて聞くっていう方法で、まず最初に判断するというのもありかもしれませんのでこれから検討もしたいと思いますし、是非ともまたそういったご意見をいただけたら、こんな聞き方がいいよというご意見がございましたら参考にさせていただき検討して参りたいと思います。

【三宅部会長】

アンケートの取り方によって多分この数字も変わってくる。例えば旧案で、「不安に感じるものがありますか、ありませんか」で始まって、ある方について、以下の項目はっていう話だとこの数字というのは変わってきたり、ということですね。その辺はまたご検討いただければと思います。他にございませんでしょうか。

【颯川委員】

私もモニターアンケートで熱心に書いている1人なんですけれども、インターネットを使ってやっている、それだけでまず多くの県民の中で、ネットで回答できる、そういう時間もPCもある人じゃないとダメ、今時スマホでもやってる。ですから、そういうところで、それを全部の県民と思ってしまうとそこに誤解や実際とのギャップっていうのは出てきてしまう。実際に私も書いてると思うんですけども、どんな人をどこまでカバーしているのかなと書いてる本人がちょっと疑問に感じます。こういうモニターアンケートは分母がどんなものかで結果がすごく変わってくるんですよ。ですので、もっと多角的に或いはこれもいいんですけども、それ以外のデータとかもあわせて意見の取り方や、採用の仕方もちょっと多様なものを組み入れて、全体とすればというふうにも思っています。

【三宅部会長】

非常に難しい問題で、アンケートの目的によって、質問の仕方も変わってくるし、その生かし方もあるという中で数字が1人歩きしてしまっていて、これほど一生懸命やってるのにという同じ県民の方のご心配に繋がるということもあるかと思っておりますので、その辺は数字を出すか出さないかというようなことも含めてまた検討していただければと思いますのでよろしくお願い致します。

もしよければ第3章もこの1枚ものという形になってはいますが、あくまでもこの基本方針、表現の方では三つの柱を決めてというこの方針について何かご意見ありますでしょうか。

【小寺委員】

基本方針ということで、大きな修正等は予定されていないと思うんですけども、第4次計画に向けてということで、世界ではSDG sの取組が、ようやく日本でも定着をし始めてるのかなと思っておりまして、食の安全安心の取組というのはSDG sの17ゴールのいくつかに相当する取組かなと思っておりまして、この基本方針の中に絡めていただけたらいいかなというふうに思いました。

【福永食品安全官】

この計画自身が関係各課とも連携してやって参りますし、もちろん関係各課の中でも、SDG sに取り組んでいることも承知しておりますので、こういった表現がいいのかも含めて検討して参りたいと思います。

【三宅部会長】

食の安全安心と食育以外に様々な推進計画等があると思うんですけど、それぞれに対してこのSDG sの何番というようなものを入れ込んでいくというようなことは、兵庫県全体として何かあるのでしょうか。

【福永食品安全官】

今の時点で私もちよっとそこまで詳細に把握できてないので答えられないんですけど、今後の検討の中で確認をして参りたいと思います。

【三宅部会長】

大学の方ではですね、いろんな取組がそれぞれSDG sの何番に向かっているものかというの明記させられています。これは大学のいわゆるランキングとも関係してくる部分なので特に力を入れてると思うんですが、それを意識した方向性というのがないと、やはり世間から取り残されたような大学であるというような意識があります。これはおそらく、ここだけの話じゃないと思うので、またその辺は兵庫県の中でもご検討いただいて、もし可能であればそういうものを挙げていただいたら外から見たときにわかりやすいというふうに思います。

【颯川委員】

コープこうべのパンフレットなんですけれども、食の安全とかそういうページにも、やはり今おっしゃられたように、うちの取組にもこういうものが関わって、エシカル消費ですとか全部載せてるんですね、去年ぐらいから。世界的にも普通の企業でもSDG sの指標っていうのが共通語みたいになっていますので、連携する場合の非常にいい繋がり方になるので、やはりこれは県としても非常に意識して取り入れていただきたいと思っています。

【三宅部会長】

自治体としてSDG sを意識して、行政で取り組んでるんだというアピールにもなると思いますので、またご検討いただければと思います。

【柳本委員】

私も全く今おっしゃられたのと同様で、我々の業界でも企業としても今のSDGsのからみの具体的な展開が、わかりやすいというか、聞く気になってくれるという意味では、ご活用いただければと思います。それともう1点基本方針のところで言うべきかどうかなんですが、ベースのところでやはりコロナ禍に対する課題がものすごい国民の強い関心事になってます。コロナの対応がどうなるか誰にもわからないのですが、いずれにしても、計画の中にコロナへの対応の新しい生活様式或いは考え方、行動の変化というものを踏まえた基本方針への反映というのが、やはり底辺のところで大きく関わってくるのではないかと本当に痛切に思います。だから、基本方針で具体的にベースとして、コロナに対応するという新しい動きを踏まえて、安全安心ということに関していくとどう変化すべきかというような辺りが、現実的にも大事なのではないかなと、ちょっと抽象的で申しわけないんですが、この頃とみにそう思います。

【岩井委員】

これまた後の方にも絡んでくるんですが、まず、冒頭に福永食品安全官から、前回第3次の時点においてアレルギーの問題というものが出てきましてということをおっしゃっていただきました。これずっと見せていただくとアレルギーに関することは、一番最後の15番目のところですね、表示の問題で出てくるぐらいになっておるわけなんですが、実はアレルギーはこの柱1から3全てに関連してまいります。例えば最初に自分がアレルギーを持っておれば、それ表示を見ることによって或いはその料理をする人が表示を見ることによって回避できることであれば、そういう表示の問題としてとらえればいいんですけれども、例えば私たちホテル旅館等ではですね、アレルギーによって命に関わるような状況が起こることに対して、事前にお客様とのやりとりの中から、アレルギーの確認をする方法が、被害拡大の防止法になって参りますし、それから今度は、最近アレルギーの中でも食中毒との関連の中でアレルギーになっていくというのがありましてね、アニサキスにかかった方がそれ以降、海産物すべてに関して体が受け入れられない。それを、例えばアニサキスに絡む以外のもので食べると、もう致死状態に陥るまでショックが起こるケースも最近出て来てます。それからそういったことに対する、先ほどアレルギーというものを3次までの中でいろいろ問題出てきましたということをお伺ったのですが、それをこの全体の流れの中で絡んでくる場合はどういうふうな形で、一つの方向、基本方針の中に取り入れないとわかりにくいものでそれを何か方法がないものかと思しますので、よろしく願いいたします。

【三宅部会長】

まずは事務局の方からお考えをお示してください。

【福永食品安全官】

まず、アレルギーの問題に対して、我々も食品の衛生確保を含めた観点から申しますと、先ほどもあったように、食品表示の適切な中でアレルゲンとなるものをしっかりと食品表示法に基づいて表示をする。そのための事業者さんへの監視指導時も含めた中で、適切にしっかりと指導、助言してまいるということと、私ども、そういった事業者さんもしっかり気をつけている

かもしれませんが、万が一の状況も含めて、収去検査もして、おそらく含まれてるだろうといったものが含まれてないかどうかといったことも検査を実施しているというのが私どもの方の立場になるんですけれども、このアレルギーに対しては県も、別の所管課の方で、昨年そういう推進対策計画みたいなものも今つくって、医療関係を含めたところの体制整備だとか或いは学校保育所を含めた給食関係のいろんなその体制整備を進めてきているところも、聞いております。この計画の中にどこまでそこの兼ね合いも含めて、どういうふうに盛り込むかは検討の余地があるかと思ひますし、どの部分でどういうふうな形で表現していくかも改めて検討して参りたいと思ひております。

【岩井委員】

まず表示は最初大きな問題です。その次に今度は、他の食中毒でも同じなんです、それに対する対策ですよ。例えば、或いはそういう食品を扱う事業者が、そういうアレルギーに対してどのような注意をしていかなきゃいけないか、例えば講習会の中に入れていくとかですね、そういったことも必要だと思います。それからこれは取れるかどうかわかんないんですけど、アレルギーによるそういう重篤な事故が起こった場合のですね、そういうものをもし数値等とり得ることができればそんなことも含めてね。なんか一つのこれからのアレルギーによる食の安全安心というもののからみの中で、大変大きな問題になってくると思ひます。毎回、そういう意見が委員から出てきても、ただ表示だけで終わらせてしまっているというのが今まで3次までの現状だったんじゃないかなという思ひがいたしますのでね、それを何か、もう少し口に入る食物で、健康を害しないための何かそれも大きな一つの項目として必要じゃないかなという思ひがいたしますのでその辺のご検討いただければありがたいと思ひます。

【福永食品安全官】

おっしゃることはごもっともでございますので、一つはリスクコミュニケーションという大きな柱も立てておりますので、そういったところで、県民も含めて事業者の方々も参加する場もございますので、そういったところでの啓発・周知をさらに広げていくという方法が具体にはあるかと思ひますし、それ以外に、今食中毒との兼ね合いっていうのも、そういった事例が報告されていることは事実でありますので、そういったことも防止するためにはやはり事業者さんにも、アニサキスはしっかりと目視も含めて今、識別する方法も業界の中では蛍光色素やいろんな形で確認するようなものも販売されているということもお聞きしたことがありますので、事業者さんの方ではしっかりと対策をとりながらアニサキスを除去していく。食べる方も、自分で釣って食べる方もいらっしゃるの、そういった知識もしっかりと持ってもらってアニサキスにかからない方法というの、リスコミの中で周知を図っていくなどの方法も、今後、どういう表現で入れるかはありますけれども、取組の方法論の中には入るかと思ひます。

それと、私どもの計画は、もともとの条例の中で食育さんとも一緒にありますので、例えば食育さんの中でも、そういったことができないかどうかはまた協議させていただいて、進めていくのも一つかなと思ひております。

また関係課の中では学校関係とも、常に一緒になって計画を推進しておりますので、そうい

った場での周知も一つかとは思いますが、検討して参りたいと思います。

【岩井委員】

柱1、2、3のどこかに位置付けるという形で考えてよろしいでしょうか。

【三宅部会長】

おそらく、柱1か3ですかね。そこに少し課題というところに文言を入れていただきたいというのが岩井委員のご意見だと思いますので、またご検討いただければと思います。

今の話は全体的な話にも関わると思います。第4章非常にボリュームが多くて、個別の話になってるんですが全体的にはもう全体を網羅したような内容にもなりますので、第4章或いは全体にとの繋がりも含めて、ご意見をいただければと思います。

【颯川委員】

農政部の方の会議にも出てるんですけども、そちらの方でやってますと、兵庫県というのは非常に農産物の検査、農薬とかですね、検査センターのシステムがすごくいいですよ。そういう意味できちとしたデータも出して、農協の方よくご存知だと思うんですけど。それはもちろん生産者にとってもなんですけども、今直販とかも増えてますし、実際消費者というのが流通の中でも非常に生産者との結びつきが強くなっているんで、やはり農薬に先ほどモニターアンケートもそうですけど、農薬に関する消費者意識ってものすごい高いんですね。その情報を得たいというのがあります。

ですから、これは私褒めてるんですけども、せっかく素晴らしいそういう取組をしてるんだということを消費者の方にももっと知らせてあげて欲しい、そういうシステムでもって農薬を、作る方でも管理してるっていうことを知らせることが安心にも非常に繋がる。安全な農業をするために、こういうシステムを兵庫県は持ってそれをやって、こういう実績があるということをもっともっと知らせて欲しいと思います。よろしくをお願いします。

【三宅部会長】

濱田委員、今のお話に関連して何かご意見あればお願いします。

【濱田委員】

この内容を拝見していて、取組しっかりされているのにやっぱり知る機会がないなっていうのはすごく実感として感じました。

ちょっと1点教えていただきたいなと思うところがあるんですけども、私も不勉強なところがあるのかもしれないんですが、HACCPの制度が来年6月から導入されるのは存じ上げていますが、県版HACCPっていうのがどのような違いがあるのかっていうところで今これ拝見しているとHACCPに則った取組ができた企業に対して兵庫県が認証するという認識であってますか。

【福永食品安全官】

今回の法律で改正されるものは原則すべての事業者の方に、HACCPに基づくものか、考え方を取り入れたかどちらかのHACCPに取り組んでもらうということです。県版HACCPにつきまして

は、これは厳格な HACCP に基づく衛生管理プラス、トレーサビリティだとかコンプライアンスだとか三つの要素を取り入れて、県が認定するという制度でございまして、現在 10 工程の事業者さんについて、申請があったらその工程をしっかりとやってるかどうかの審査をして、認定してるのが県版 HACCP という位置付けになってますので、制度化されるものとはまた別物です。今回の法改正は、そういった認証を取る必要は全くございませんので、個別にそういう事業者の目的に沿った中で、認定を取っていただいています。

【三宅部会長】

前半の頼川委員のご意見に対しては、事務局の方、ご意見をお願いします。
なかなか周知が十分ではないのかもしれないという話です。

【農業改良課】

農業改良課ですけれども、今載せております県の農産物の、検査協議会でやっております試験もやっておりますけれども、その取組についてなかなか周知はできていないようなところがありますので、またホームページ等で県民の皆さんに知っていただけるような取組をするとかそういうことは検討させていただきたいと思います。

【三宅部会長】

ありがとうございます。ちょっと今のところで少し話出てきたところに対して私もお伺いしたいところがあるんですが、やはりコロナ、この言葉はあまり使いたくないんですけど、いわゆる最初のご挨拶にもありましたように、デリバリー、テイクアウトのようなものが今後定着していく可能性もあります。

それからこれとは関係なく、流通経路がやはりかなり変わってきて、生産者から直接消費者に届くような形が起こってきている。アニサキスの増加っていうのは一つはやっぱりそれもあると私は思うんですね。家庭での発生というのはものすごく多いので、事業所が絡んでというよりは、ですからやはり流通経路に対しての何らかの行政のあり方っていうのはあってもいいんじゃないかなと思うんです。

ただこれはやはりいわゆる法令対応とか通知とかから、現状はちょっと若干外れる部分があるかもしれませんが、なかなかどういう形でというのは行政の方も難しいということは理解した上でですね、その辺に対する取組というものもちょっと検討していただく必要が今後 2 年後からの 5 年間ということであれば、必要になってくるような感覚がちょっとありますので、一度ちょっと議論していただければなと思います。

この前の審議会のときでも、私お話ししたかもしれませんが、コロナ禍での食品衛生という話をパネルディスカッションのようなものでやったときに、厚労省の HACCP の室長ですね、三木さんがウーバーイーツのような食品を運ぶ業者というのが、実は厚生労働省としては食品衛生上の縛りに入れたいんだけど、あれが現状では入ってないんだと。デリバリーのやり方によってはリスクがちょっと高まる部分もあるので、ちょっと問題視はしているというような話もありました。そういうことも含めてですね。少し何らかのことが入り得るなら、ちょっと入れてもいいのかなというふうに思いました。

【福永食品安全官】

今回の法改正の中で、運搬を含めた冷蔵も一時保管するところも HACCP の関係では、最低限の一般的な管理に取り組むという位置付けにもなっております。ただ、普段、私共なかなかすべてを把握は今できてませんし、それがすべて届出の範疇に入ってるかということとそれもまた許可制度を含めたところでは入ってないところもあるので、一つは、課題の中でやっぱそういった把握がどこまでできるかっていうところが、大きな課題になるでしょうし、把握できたとしたらしっかりと周知する方法論も出てくると思うので、そういったことも含めて、どういったことで周知も含めて管理ができていくのかっていうのを検討する必要があるかと思っておりますので考えてみたいと思います。

【三宅部会長】

たぶんこれ、リスクコミュニケーションで、例えば、苦情の問題だと思うんですね。国はやはり上から大きな施策を決めると思うんですが、おそらく自治体の方が現場のことはよくわかっている状況であったら、そういうなんらかの情報を吸い上げて国へ提言するというのも一つの自治体の役割かもしれませんので、そういう範疇になると思いますけどまたご検討いただければと思います。

全体通して、また個別の話でご意見をお願いします。

【柳本委員】

先ほど濱田さんからも質問ありましたように、実は HACCP の厳格なものである兵庫県版であるとか、先ほど小笠原さんが規定をコメントいただいたように、消費者の方がわからないどころか、我々事業者或いは企業でも今だに我々の業界でもよく話題になるんですが、本当にまだまだ勉強ができてないというか、逆に言うと、周知の限界ももちろんありますし、企業の役割、事業者の役割でも知識を取っていかなければならないのですが、どんどん、HACCP なんか変わるもんですから、ほんまにわかりにくいです。そういう意味でもですね、先ほども話題になりました情報発信をいかにによりわかりやすく的確にするか、かつ、今は一般市民に向けていろんな事業者、それと企業、それとあと、高齢者、若年層、もう本当に情報の媒体そのものが、我々も全然ついていけないんですけれども、本当に進化、多様化されてますので、きちっとどこにターゲットを当ててどの媒体で、より効果的効率的に、その辺の周知をより確実性を上げるのか、より効率性を上げるのか、費用対効果のところもありますので、このあたり工夫もして、どこに対してはどの媒体で、非常に千差万別になっていますが、いかにわかりやすく HACCP の言葉遣い、例えば基づいてとか、何とかうまくよりわかりやすく伝えられるようなところを工夫していただければなど、この辺の周知徹底の中で全般的に関わると思うんです。依頼でございます。

【三宅部会長】

あれは、私は部分的には国の責任じゃないかと思っています。わかりにくい言葉を使うのですが、わかりやすく伝える工夫を少ししていただけたらありがたいと思います。

【颯川委員】

外国の方への情報、それから流通に関わる問題などなんですが、先頃他県ではありますが、その牛や豚や或いはシャインマスカットもそうなんですけどそういうものが盗まれて、どっかでネットとかでも流通して或いはその法のもとではない解体をされたとかいう、いわゆる事件があったんですね。そのことが兵庫県ではないと思っておりますが、ただ今後ですね、将来的に外国の方というのが増えていきます。労働者として入ってきてますし、兵庫県でもどのぐらいいるんでしょう、神戸市なんかだと5万人の外国人の方は住んでらっしゃるイコール消費者でもあるわけなんですけど労働者でもある。それは減ることはなく増えるであろうというふうに言われてますね。

ですのでこの先を考えたときにやはり、安心安全も含めてですね、生産者側それから消費者側でも、やはり外国の方への教育というんですかね、そういうものも犯罪を防ぐという意味でも必要になってくるなあということを私はこのところずっと事件を通して考えていたので、未然ではありますがそういう防止することも考えておいたほうがいいんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

【福永食品安全官】

今の現計画では一切、その部分についてはどこにも触れてないっていうのが1点。その中で、今コロナが発生したことによって、要は外国人の旅行者、インバウンドがなくなってしまうけれども、コロナがいずれ終息すれば、次期計画の中でも、また、今までも増えてくるっていうことを踏まえると、私どもから発信する情報の中で、そういう外国人への対応というところをどういうふうにできるかと、なかなかちょっとやったことないところもありますので関係各課の中にも協力をいただいて、英語表記なのか多言語で、いろんな形で情報発信しながら、そういう方たちにも周知できるような情報の中身を検討する必要があるだろうと思います。

【颯川委員】

在住の労働者として、生産者としても、そういう外国人の方も、増えていくという、そのベースをやはり持たなくてはいけないんじゃないかということです。

【福永食品安全官】

検討して参りたいと思います。

【岩井委員】

先ほど、HACCPの表現の問題がいろいろお話しされて、わかりやすいものについて話がありました。

実は、兵庫県版 HACCP の場合は、これは義務と言うよりも認証ですからそういうマークがあるんですけども、それ以外のものについてあくまで義務っていうことであるんで、そういう表示っていうのはないんですね。ところが先ほどおっしゃったように非常にわかりづらい。それで実は滋賀県はですね、これは私の同業の旅館ホテルの方からですね、滋賀県ではこういうふうやってるよと見せてもらったのが、すでに HACCP の考え方を取り入れた内容についてや

ってるところについてはですね、滋賀県独自の HACCP の認証を受けた旅館ですみたいなプレートをつけております。こんなこと本当に勝手に県が作っていいのかなってという疑問はあるんですが、非常にそれはわかりやすい。ただそれは、そういう話は兵庫県ではちょっと無理かなっていうお話いただいたんで、逆に今日本食品衛生協会の方ではですね、食の安全五つ星制度がありましてね、その HACCP 版っていうのがありまして、五つの内容、例えば基本の衛生管理の毎日の記録を残しているとか、或いは食中毒の保険に入ってるかとか講習を受けているとかですね、五つの項目がありましてですね、それを全部クリアしたところについては、食の安全安心五つ星制度 HACCP 版っていう公式のこういう表示がありましてね、それをつけたところは、それを確実にやってるっていうのわかるもんですから何かそういうものを使ってでもですね、先ほどおっしゃったものが進めるように、むしろ県として推奨していただければ大変ありがたいなと。実はこれもう日本食品衛生協会がやってるんですが、東京都とか神奈川県は実は全然1件もやってないんですね。あるシンポジウムでそういう HACCP の関係のシンポジウムに私も出させていただいたとき、神奈川県が生協の専務さんがですね、そういうものがあつたら非常にわかりやすく消費者にとって非常にわかりやすいんで、何とかそれを全国に広げてもらえないでしょうかみたいな話がありました。

だから本来言えば、県で滋賀県みたいな形で作ってもらえれば一番簡単でわかりやすいんですが、それが無理とするならば、むしろ日本食品衛生協会が出してる食の安全安心五つ星制度 HACCP 版というのをですね、できるだけ広めていただけるような、何かそういうところを取り入れていただいて、つめることができれば、消費者にとってもここは HACCP をきちっとやってる事業所なんだということがわかりやすくいいんじゃないかなという気がいたしますので、それのところ検討いただければありがたいと思います。

【三宅部会長】

食品衛生法にかかる部分は、やってるのがもう当たり前ということになるので、それに改めてインセンティブのようなものをやるかどうかは非常にちょっと難しいところだと思いますが、プラスアルファの県の認証システムとの関係ですね。それおそらくその部分も含めてというようなご意見だったかと思います。事務局で何かご意見あればお願いします。

【福永食品安全官】

なかなか本当に即答は難しいところであることは事実であります。

ただ、協会というか組織全体の中のそういう制度があるというのはもう事実ありますので、だからそういう消費者に対する認知度に、例えばリスコミの中で協力するのも一つかもしれませんし、何ができるか含めてもう一度検討したいと思います。

【小寺委員】

手短にさせていただきます。いろんなたくさんの方の政策に対するその指標の設定についてですね、2ヶ所ご検討をと思うところがありまして、一つは資料の12ページ、先ほど頼川委員から残留農薬検査のことについて評価をいただきましてありがとうございます。指標でですね、令和2年度の実績を踏まえて、8年度の件数を設定していただけるということなんですけども、

これは私ども事務局やってて、何かおかしいようなふうに聞こえるかもしれませんが、これはいわゆる自主検査というかですね、行政による収去検査とは違って、兵庫県これ独自にやる仕組みということで、むしろ違反というか、基準値を超えるものが出ないためにこういう取組をしているというふうに私どもある意味受けとめております。ですからゼロで当たり前でないといけないんですけども、仮にこれが出た場合も、その後の再発防止なり原因究明なりを徹底して、これまでやってきたところですよ。ですから違反件数を指標にすることについては、ちょっと違和感を持っておりまして、担当課とちょっとご検討させていただいたらありがたいなというふうに思っております。

あともう1ヶ所はですね。27 ページであります研究開発技術数ですね、34 件を 63 件に増やしていただけるということで、これも大変ありがたいわけなんですけども、ちょっと件数というのがですね、実際、どういうふうに現場でこれが活用されてるのかっていう部分がちょっと見えにくいので、むしろその活用の度合いを示すような指標を何か工夫して設定していただいたらありがたいなというふうに思いました。

農薬成分数を、もう指標から外すというのは私も賛成です。

【農業改良課】

この指標についてなんですけれども、でなくて当たり前というところで、基本 0 っていう数字を入れるものかなというふうに考えておりますが、ほかのところも、そういう検査制度と同じような 0 っていう目標を掲げてるんですけども、他のところとの兼ね合いも見ながらまた指標について、何か良いものがあればご提案いただければ検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【総合農政課】

ご意見ありがとうございます。開発技術数と、今のお話でしたら普及の件数というような話になってくるかと思うんですけども、それが実際普及の件数で、また今度は、そしたらどこにどれまで普及したかっていうようなことも多分、今度普及の件数を入れてくると、小規模例え一件1産地、1ヶ所に普及したのも件数として考えるのか、またそれがどれだけの範囲で普及しているのかがいいのかっていうところもあるので、ちょっとその辺は、開発技術だけではなくてどのような形でできるのかちょっと一度検討したいと思っております。

【三宅部会長】

私から一つよろしいでしょうか。やっぱりコロナの後で、生活の様式が変わっておそらく元には戻らないと思うんですね、昔のままには。やはりリスクコミュニケーションが一番大きな問題だと思っていてどうするかっていう話になると思うんですけど、30 ページですか。やはり情報が欲しいという声がたくさんあるという中で、どうしていくかっていう話の中ではやっぱりいろんな工夫があるだろうと思うんですけど、ちょっと事務局というか行政の方にお伺いしたいことが1点。

まず行政側からのメールマガジンのようなものっていうのは、どの程度活用されているのかと。例えば大阪府ではですね、私も、購読してるんですけどメールマガジンを食の安全メールマ

ガジンていうのやってまして、これは誰でも一般府民も申し込めば、大体ですね、週に1回以上来てますね。例えば違反事例なんかの連絡、異物も含めてですねそういう連絡が来たり、或いはHACCPのその内容説明であったり、お知らせ的なものがあったりします、豆知識的なものが。そういうのは家にも受け取れますので、割と満足度としては上がるんじゃないかなと思うのが一つあります。

それでそういうことも含めて検討されてたりも実際やられてるかどうかちょっと、兵庫県に関してはわからないので、あとでちょっとお答えいただきたいんですけども、公募委員の濱田さんがその辺に関してはこれ、一般消費者としてやはり情報が欲しいという声の中で、ちょっとご意見いただきたいです。

【濱田委員】

今、私もちょうど知りたいなと思ったのが、一番最初にもお話ありましたが、コロナ禍で食形態が変化している中で、デリバリーによって実際どれぐらい食中毒が起こってるのかとか、そういうのを知りたいなと思いつつも、どこがそういう情報持ってるのかなあとか、飲食店してる方でどう対応したらいいのかとか、自分たちで農業初めて作りたいっていうような人もるので、それをやっぱりどこに聞くのかっていうところが、わかりにくいのかなっていうところと、こうやって中身を詳しくしていけばいくほどすごくたくさん生産者の方はハードルを越えて、商品を提供して下さってるのに、それを知る機会っていうのがすごく少ないというのを改めて感じました。もちろんインターネットで調べれば何でもわかる時代ではあるので、ネット上にあると良いのかなと思うんですが、インターネットだけでは難しいのかなと思うので、紙もやっぱりまだまだ必要な媒体ではあるのかなというふうに感じました。

【福永食品安全官】

まず濱田委員から質問のありました食中毒に関しましては、食中毒として断定された事件等々については、直ちに私ども生活衛生課のホームページ上に掲載しております。掲載期間としては、これはあくまで行政処分となりますけれども、事業者にこういうところでありましたというお知らせだけですが、2週間ほど掲示しております。そこに一覧表もいろいろ出て参りますのでそこを参考にさせていただけたらと思います。

それと、いろんな知る機会の情報発信については、食に関することの1点は、生活衛生課で食の安全というキーワードでいけば、様々な事業のことでいろんなことが入ってるんですけど、いろんなところにまた飛んで参りますので、検索がしやすいかどうかとか、いろんな課題はあるかもしれませんが、現状の中では公開をしているということはまずご理解いただきたい。今後将来的なところでは、県もいろんなホームページなんかも、いろんな形でリニューアルしますので、どういう示し方ができるかは検討して参りたいと思います。

それと、三宅委員からもありましたメールマガジンについては、月1回実は食品衛生協会さんを通じてメールマガジンは発信しております。頻度は大阪さんほどではないんですけども、必要な情報を発信しておりますが、生活衛生課が直接そういった発行はしていません。

【三宅部会長】

Web も重要なのは確かなんですけど、やはり自分からアクティブに取りに行かないとなかなか入手できないのと、待ってても情報がどんどん入ってくるというのはやはりちょっと熱感が違うような気がしますので、すでに、食品衛生協会を通じてやっておられるということもあるようですけど、また、消費者の声も聞き取りながらその辺もご検討いただければと思います。

時間がもうほとんどないんですが、どうしてもこれ一つだけというのがあればお願いします。また、今後も事務局の方からファックスなり何なりともし意見があればということでしたので、とりあえず質疑を終了して事務局にまた進行をお返しします。

【福永食品安全官】

三宅部会長ありがとうございました。

皆様方からいただきましたこの貴重な意見につきましては、来年度の骨子案をまたお示しするに当たりまして検討もさせていただいて、お示しする案の中に反映していく予定でありますので、よろしく願いいたします。

それと1章2章の説明の中で私からちょっと申し上げたアンケートの件につきましては、4月の実施を予定しており、まだ期間がありますので、改めてご意見等いろんなことをこんなことやったらいいよというアドバイスがございましたら、メール、FAXでも何でも結構ですので、ご協力お願いいたします。

あと資料4の方につきましても、冒頭でご説明しましたが、来年度以降の予定としては概ね、これぐらいのスケジュール感で作業を進めて参りたいと思っております。できるだけ早めにまたご連絡をさせていただきたいと思っております。

あと、今年度につきましては第2回の審議会も、年度末に開催する予定で今考えております。ただ、コロナの関係でどうなるかというのがありますけれども、ご連絡を含めてさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします

それでは、少しちょっと早いですが、これで閉会したいと思います。生活衛生課の源田からご挨拶申し上げます。

【源田生活衛生課長】

本日はどうも長時間にわたりまして貴重なご意見賜りありがとうございます。SDGsの17ゴールを意識したほうがいいんじゃないかでありますとか、またコロナに伴いまして、生活様式であるとか流通経路に変化が出てるはずだから、その辺りも踏まえた対応、或いは県民意識の把握の仕方や評価の仕方、逆に、外国人への情報の伝え方に対しての工夫などが必要ではないかという本当に貴重なご意見を賜りましたので、今後また実施しますアンケートの状況も踏まえまして、それを骨子案にまとめ、皆さん方にお示した上でまた来年度以降、ご意見賜ることを期待いたしております。本日はどうも、ありがとうございました。

【福永食品安全官】

これもちまして、部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。